平成２８年（フ）第１１号
宮城県気仙沼市赤岩迎前田127番地　水梨コミュニティー住宅６－３
債務者　菅野　俊司（旧姓関川・大和田）
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２８年（フ）第１２号
宮城県気仙沼市九条237番　内海建設アパート１号室、住民票上の住所宮城県気仙沼市岩月千岩田203番地２
債務者　小野寺泰志
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２８年（フ）第２４号
茨城県鹿嶋市神野２丁目５番17号（グランデュール井上Ｂ－101）
債務者　小川恵美子
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第４０号
群馬県みどり市笠懸町阿左美746番地19
債務者　久保田貴子
1　決定年月日時　平成28年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第３２０号
千葉市花見川区検見川町３丁目435番地
シャトル検見川201号
債務者　泉田幸三郎
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３６０号
千葉県船橋市西習志野１丁目14番３号　コーポ高郷101号
債務者　寺尾　節子
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６５号
新潟市西区松美台11番４号
債務者　熊倉　亜紀
1　決定年月日時　平成28年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９１号
新潟市東区白銀１丁目16番地６
債務者　長尾　克巳
1　決定年月日時　平成28年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１６号
新潟市西区五十嵐２の町8314番地28
債務者　横山　愛美
1　決定年月日時　平成28年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２８号
新潟市東区上木戸５丁目９番56号　サンハイム201号、前住所新潟市東区上木戸１丁目６番11号２
債務者　三膳　　泉（旧姓森）
1　決定年月日時　平成28年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３１号
新潟市中央区西湊町通１ノ町2695番地　鷲澤様方、前住所新潟市中央区上大川前通７番町1241番地１　ライオンズシティ新潟1003号
債務者　栗林　正樹
1　決定年月日時　平成28年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２６号
山梨県甲斐市竜王992－１　小池住宅２号室、住民票上の住所静岡県静岡市葵区水落町５番３号
債務者　小林　　洋
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３０号
山梨県甲府市宝２丁目７番13号
債務者　遠藤　　健
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３２号
山梨県笛吹市石和町広瀬471番地１　カーサトキワ102
債務者　島津　　舞（旧姓遠矢）
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７０号
長野市浅川押田143番地７　吉沢ハイツ202
債務者　臼田　賢一
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７８号
長野県松本市大字寿豊丘1032番地１
債務者　藤澤　昭雄
1　決定年月日時　平成28年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１４号
静岡県賀茂郡南伊豆町下小野708番地
債務者　大野　明代
1　決定年月日時　平成28年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
静岡地方裁判所下田支部